

核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設） の一部補正の主な内容について

第368回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合（2020年8月31日開催）で、新基準適合性審査に必要な事項として規制庁より受けた指摘を踏まえて、以下の内容を補正する。全体として、設計方針等の記載の適正化・明確化などを図った。

1. 安全機能を有する施設に関する変更

- ・不燃性材料又は難燃性材料の使用範囲について、遮蔽材に係る記載を追加。水素・アルゴン混合ガス設備の設置位置の明確化。
- ・有毒ガス発生時に、中央監視室等の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合の措置に関する記載を追加。
- ・グローブボックスの破損の事象において容器の転倒への考慮の記載を追加。グローブボックスの破損、MOX粉末の飛散、グローブボックス内火災の同時発生の可能性に関する記載を追加。

2. 重大事故等対処施設（有効性評価）に関する変更

- ・重大事故に至る前に対処が可能であるとした自然現象について、その対処内容の位置付けに関する記載の明確化。
- ・内の事象における長時間の全交流動力電源の喪失の位置付けの明確化。
- ・グローブボックスの破損の事象において、容器の転倒への考慮の記載を追加。工程室排気設備を経由した放出についての記載の拡充。
- ・有効性評価における評価の考え方及び評価結果、不確かさの影響評価、資源についての記載の拡充。

3. 重大事故等対処施設（重大事故等対処設備）に関する変更

- ・多様性、独立性、位置的分散等に関する設計方針の適正化。
- ・設計方針に関する記載の拡充。（可搬型発電機について、重大事故等の対処のために必要な期間にわたり給電を可能とする設計方針等）
- ・緊急時対策建屋にて対処を行うために必要な情報を把握するための設備及び関連する設備を再整理。

4. 重大事故等対処施設（技術的能力）に関する変更

- ・技術的能力（共通）の本文において手順等の整備の基本的な考え方及び添付書類との整合に関する記載の拡充。
- ・電源設備について、電源車に関する要員・時間の拡充及び燃料給油に関する要員・時間の明確化。

5. 記載の適正化

- ・加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合を踏まえた記載の適正化。

以上